

# 特定非営利活動法人 消費者機構日本 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 消費者機構日本 という。

2 この法人の英文名は、Consumers Organization of Japan とする。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区におく。

## 第2章 目的および事業

### (目的)

第3条 この法人は、各種の消費者問題に関して、消費者・消費者団体、研究者・弁護士・司法書士など消費者問題専門家、ならびに関係諸機関との連携・相互援助を図りつつ、各種消費者被害の実態調査・研究・拡大防止・被害者支援、消費者への情報提供・啓発、事業者に対する情報提供・啓発と自主ルール策定への関与、市場の監視、消費者団体訴訟制度をはじめとした各種消費者政策に関する研究・提言、ならびに消費者団体訴訟制度の活用などを行い、もって消費者の権利の実現に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下同法を単に法という）第2条別表の記載のうち下記の活動を行う。

- (1) 消費者の保護を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護を図る活動
- (4) 以上の活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 各種消費者被害の拡大防止のために不当な約款・不当な勧誘行為・不当な広告その他不当な表示等の是正をすすめる事業
- (2) 消費者契約法に定められた差止請求関係業務に係る事業
- (3) 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律

(以下、消費者裁判手続特例法という。)に定められた被害回復関係業務に係る事業

- (4) 各種消費者被害の実態調査・研究事業
- (5) 各種消費者被害の被害者への支援事業
- (6) 各種消費者被害や消費者政策に関する情報提供など消費者に対する啓発事業
- (7) 各種消費者被害や消費者政策に関する情報提供など事業者に対する啓発事業
- (8) 事業者の自主ルールに対して、消費者の権利確保の観点から、提言を行う事業
- (9) 消費者団体訴訟制度をはじめとした各種消費者政策に関する研究・提言事業
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって法における社員とする。

(1) 正会員は、次の3種とする。

- ① 団体正会員A この法人の目的に賛同し、この法人の活動を推進するため入会し、この法人の基本財産に出捐する非営利団体
- ② 団体正会員B この法人の目的に賛同し、この法人の活動を推進するため入会した非営利団体
- ③ 個人正会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動を推進するため入会した個人

(2) 協力会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業に協力するため入会した個人

(3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業に賛助するため入会した団体

2 前項の規定にかかわらず、必要により理事会において社員以外の会員の種別及びその条件並びにその会費及び出捐金等を定めることができる。

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

2 理事長は、前項の申し込みがあったとき、その者が第6条に掲げる条件に適合することを確認した上、理事会または常任理事会の同意を経て、入会を承認するものとする。

(会費および出捐金)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費および出捐金を納入しなければならない。

(利害相反の対処)

第9条 第5条第2号及び第3号の事業における、事案検討に参加する場合の、個人正会員及び協力会員と当該事案の対象事業者との利害相反に関する対処は、差止請求関係業務規程及び被害回復関係業務規程にて定める。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡または失踪宣告を受けたとき。
- (3) 会員である団体が解散したとき。
- (4) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第11条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款、もしくは総会または理事会の定める規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(会費等の不返還)

第13条 既納の会費および出捐金は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第14条 この法人に次の役員をおく。

- (1) 理事 12名以上20名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1人を会長、1人を理事長、若干名を副理事長、1人を専務理事とし、若干名を常任理事とする。

(選任等)

第15条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が

- 1 人を超えて含まれ、又は当該役員ならびにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 4 理事会は、理事の中から会長、理事長、副理事長、専務理事及び常任理事を互選する。

(代表理事)

- 第15条の2 理事会は、理事の中からこの法人を代表する理事（以下、「代表理事」という。）2名を互選する。
- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

(職務)

- 第16条 会長は、この法人の基本理念の指導にあたる。
- 2 理事長は、この法人の業務を総理する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長の総理の下に、この法人の通常業務を統率し執行する。
- 5 常任理事は、副理事長と協力し、理事長を補佐する。
- 6 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 7 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(利害相反の対処)

- 第17条 第5条第2号及び第3号の事業における役員の利害相反に関する対処は、差止請求関係業務規程及び被害回復関係業務規程にて定める。

第18条 削除

- 第19条 理事長が、前2条の規定によって、その職務を行うことができない場合は、第16条第3項の規定に準じて、理事長があらかじめ指名した順序によって、副理事長がその職務を代行する。

(任期等)

第20条 役員の任期は、選任された翌々年の通常総会が終結した時又は2年のいずれか早い時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第21条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第22条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第23条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内である限り、理事会の議決によりその報酬を受け取ることができる。

(職員)

第24条 この法人の職員は理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第25条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第26条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第27条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告および決算
- (5) 役員を選任または解任
- (6) その他、この法人の運営に関する重要な事項

(開催)

第28条 通常総会は、毎事業年度1回、事業年度終了後90日以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第29条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第30条 総会の議長は、理事長、もしくはその指名する正会員がこれを行う。

(定足数)

第31条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第32条 総会における議決事項は、第29条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会出席者の2分の1以上の賛同が得られた場合は、あらかじめ通知していない事項についても審議し、議決することができる。

3 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決する。

(表決権等)

第33条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

## 2 (削除)

- 3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 4 前項の規定により表決した正会員は、第31条、第32条第3項、第34条第1項第2号及び第60条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

## (議事録)

第34条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
  - (2) 正会員総数および出席者数（書面または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人1人が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

### (構成)

第35条 理事会は、理事をもって構成する。

### (権能)

第36条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および予算の決定ならびにその変更
- (2) 差止請求関係業務の執行に係る事項
- (3) 被害回復関係業務の執行に係る事項
- (4) 役員職務と報酬
- (5) 会費および出捐金の額
- (6) 借入金に関する事項
- (7) 基本財産の処分に関する事項
- (8) 事務局の組織および運営
- (9) 総会に付議すべき事項
- (10) 総会の議決した事項の執行に関する重要な事項
- (11) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する重要な事項

2 前項第2号及び第3号の事項のうち消費者契約法第13条3項4号イ及び消費者裁判手続特例法第65条4項3号イに定められた重要な事項の議決については、理事又は常任理事会その他の者に委任できない。

(開催)

第37条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第16条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第37条第2号および第3号の規定による請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長もしくはその指名する理事がこれにあたる。

(議決)

第40条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決する。

2 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又はファックス若しくは電子メール（以下、書面等という）をもって表決をすることができる。

(持ち回り議決)

第41条 緊急を要する事項について、理事長から全理事に書面等により通知し賛否を求めた場合には、書面等による理事総数の過半数を得た賛否をもって、理事会の議決とすることができる。

(表決権等)

第42条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名、押印しなければならない。



- 3 持ち回り議決の場合には、理事長が全理事に通知した事項と通知から表決までの経緯、ならびに各理事の表決結果と付記意見の内容等の記録をもって議事録とする。この議事録には、理事長および専務理事が署名、押印しなければならない。

## 第7章 常任理事会

### (構成)

第44条 常任理事会は、理事長、副理事長、専務理事及び常任理事をもって構成する。

### (権能)

第45条 常任理事会は、次の事項に関して理事会から包括的委任を受け、これを議決する。この場合において、理事長は、議決した事項及び議決の内容について、他の役員に速やかに報告するものとする。

- (1) 事務局の組織および運営に関する事項
- (2) 借入金に関する事項
- (3) 基本財産の処分に関する事項
- (4) 総会の議決した事項の執行に関する重要な事項
- (5) 差止請求関係業務の執行に係る事項（消費者契約法第13条3項4号イに定められた重要な事項を除く）
- (6) 被害回復関係業務の執行に係る事項（消費者裁判手続特例法第65条4項3号イに定められた重要な事項を除く）
- (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する重要な事項

### (招集)

第46条 常任理事会は、理事長が招集する。

### (議長)

第47条 常任理事会の議長は、理事長又はその指名する副理事長がこれにあたる。

### (議決)

第48条 常任理事会の議事は、同会議構成員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (表決権等)

第49条 常任理事会の構成員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 常任理事会の議決について、特別の利害関係を有する常任理事会を構成する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第49条の2 常任理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名、押印しなければならない。

## 第8章 委員会等

(委員会等)

第50条 この法人は、業務企画の推進のために、各種委員会等を設置することができる。

2 委員会の設置ならびに運営等に関する規定は、理事会または常任理事会の議決を経て理事長が別に定める。

## 第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第51条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 出捐金
- (4) 寄付金品
- (5) 財産から生じる収益
- (6) 事業に伴う収益（次号の積立金を除く）
- (7) 消費者契約法第28条第5項に定められた積立金
- (8) その他の収益

(資産の種別)

第52条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

2. 基本財産とは次の各号によって構成される。

- (1) 団体正会員からの出捐金
- (2) 法人設立後に理事会または常任理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3. 運用財産とは、基本財産以外の財産とする。

4. 運用財産のうち、前条第7号に定める積立金は、差止請求関係業務に要する費用にあてる。

5. 基本財産の取りくずしは、やむを得ない理由がある場合、理事会または常任理事会の議決を得てこれを行うことができる。

(資産の管理)

第53条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会または常任理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第54条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画および予算)

第55条 この法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告および決算)

第56条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第57条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第58条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れをしようとするときは、理事会もしくは常任理事会の議決を経なければならない。

(積立金の承継)

第59条 差止請求関係業務の廃止、または適格認定の失効（この法人の解散の場合を除く）、若しくは取消しにより差止請求関係業務を終了した場合、第51条第7号に定める積立金の残余を、他の適格消費者団体（他に適格消費者団体がないときは、内閣総理大臣が指定する消費者団体、又は国）に寄付するものとする。その帰属先は、理事会の議決を経て選定する。

## 第10章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第60条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

- (2) 名称
  - (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
  - (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
  - (5) 正会員の資格の得喪に関する事項
  - (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
  - (7) 会議に関する事項
  - (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
  - (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
  - (10) 定款の変更に関する事項
- 2 この法人が定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）

第6 1条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の議決を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産ならびに積立金の帰属）

第6 2条 この法人が解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第1 1条第3項に掲げる者のうち、この法人と同種の目的を有する、特定非営利活動法人、公益社団法人または公益財団法人に寄付するものとする。その帰属先は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経て選定する。

2. 第5 1条第7号に定める積立金のうち、この法人が解散したときに残存するものは、他の適格消費者団体（他に適格消費者団体がないときは、法第1 1条第3項に掲げる者のうち内閣総理大臣が指定する消費者団体（一般法人を除く）、又は国に寄付するものとする。その帰属先は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経て選定する。

（合併）

第6 3条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第11章 公告の方法

### (公告の方法)

第64条 この法人の公告は、次の各号に掲げる事項に係るものは官報への掲載にて行うものとし、その他の事項に係るものは、この法人のウェブサイトへの掲載その他の相当な方法において行うものとする。

- (1) 解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告
- (2) 清算人が清算法人について破産手続開始の申立てを行った旨の公告

## 第12章 雑則

### (細則)

第65条 この定款の施行についての必要な細則は、理事会または常任理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員ならびにその役職は、第14条2項、第15条1項の規定にかかわらず、設立総会議案第5号の議決により選任された次に掲げる者とする。

会長	根來泰周
理事長	品川尚志
副理事長	増井克吉
副理事長	木本 希
副理事長	神田敏子
常任理事	池山恭子
常任理事	佐々木幸孝
理事	玉本雅子
理事	佐伯美智子
理事	小澤重久
理事	松本恒雄
理事	戸田（原）早苗
理事	長田三紀
理事	大富直輝
理事・事務局長	磯辺浩一
監事	伊藤恭一
監事	中村雅人

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第20条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2006年に開催する通常総会終結の時までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第54条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第56条の規定にかかわらず、成立の日から2005年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費、出捐金は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

### (1) 年会費

正会員	個人会員	1口	10,000円を1口以上
	団体会員	1口	100,000円を1口以上
協力会員	個人会員	1口	5,000円を1口以上
賛助会員	団体会員	1口	100,000円を1口以上

### (2) 出捐金

正会員のうち団体会員は、入会后2年の間に、100万円以上を出捐することとする。

附 則

1. 2007年1月19日の臨時総会で一部変更を議決したこの定款（消費者契約法による差止請求関係業務に係る規定を除く）は、内閣総理大臣による認証の日より施行する。
2. この定款のうち、消費者契約法による差止請求関係業務に係る規定については、内閣総理大臣の認証後、消費者契約法に基づく適格消費者団体の認定を受けた日より施行する。

附 則

2009年5月26日の第5回通常総会で一部変更を議決したこの定款は、内閣総理大臣による認証の日より施行する。

附 則

2010年5月26日の第6回通常総会で一部変更を議決したこの定款は、内閣総理大臣の認証の日より施行する。

附 則

この定款は、平成24年10月22日から施行する。

附 則

この定款は、平成25年2月7日から施行する。

附 則

この定款は、平成27年10月8日から施行する。

附 則

この定款は、平成28年8月24日から施行する。